

第126号議案

新城市税条例の一部改正

新城市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の8.4」に改める。

第34条の5を次のように改める。

（法人の市民税の課税の特例）

第34条の5 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。次項において同じ。）

が1億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第23条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第312条第3項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、市内と他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額によるものとする。

4 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、次項に規定する場合を除き、第1項中「年1,000万円以下」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以

下」とする。

5 法人税法第71条第1項又は第144条の3の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第48条の規定により法人の市民税の申告書（同法第71条第1項の申告書に係る法人税額等を記載したものに限る。）を提出すべき場合における第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下」とあるのは「当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の1.2倍に相当する額が1,000万円以下」とする。

6 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数を生じたときは、1月とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市税条例第34条の4及び第34条の5の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに不均一課税の制度を導入するため必要があるからである。